

鴨川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業利用支援規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第21号

鴨川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業利用支援規則の一部を改正する規則

鴨川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業利用支援規則（令和4年鴨川市規則第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「告示」を削り、「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。